

対象者に支給確認書を送付

## 定額減税に伴う調整給付金

和6年度住民税及び所得税の納税者には定額減税が実施されています。その中で定額給付減税を十分に受けられないと見込まれる人に対して、その差額を調整給付金として給付します。

### ■対象者

定額減税の対象者で、定額減税可能額が令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）または令和6年度分個人住民税所得割額を上回る人

### ■申請方法

対象者には10月7日以降順次確認書を送付します。必要事項を記入し、本人確認書類や口座のわかる書類等を同封のうえ、返送してください。オンラインでの申請も可能です。確認書に記載のQRコードを読み込んでお手続きください。

### ■申請期限

令和6年11月30日㊤消印有効

📍▲調整給付金に関すること 調整給付金コールセンター ☎0120-170-226（10/1より開設）

調整給付金担当課 健康福祉課 ☎62-8515

▲定額減税に関すること 税務課 ☎62-8518

## 第3回能登町復興推進委員会を開催しました

8月29日（木）、役場大集会場で第3回能登町復興推進委員会を開催しました。委員会では、第1回、第2回専門部会を振り返った後、能登町復興計画（中間案）について確認し、委員の皆さんから活発な意見を出し合って議論を深めました。

### 【主な内容】

- ・人口動態等について（報告）
- ・第1回、第2回専門部会について（報告）
- ・能登町復興計画（中間案）について



第3回委員会の様子（8/29）

能登町復興計画（中間案）は、町ホームページ（QRコード）で公開しています。

能登町は、引き続き復興計画策定を進めていきます。

📍復興推進課 ☎62-8529

## 第2回のと未来カイギを開催しました

8月11日㊤、星の観察館「満天星」で第2回のと未来カイギを開催し、26人の参加がありました。対話のテーマは、「震災後の暮らしの中で足りないもの」、「残したいものは何か?」「新しく作りたいものと必要なもの」について考えました。

📍復興推進課 ☎62-8529



のと未来カイギの様子（8/11）

被災により住民税が非課税水準となる世帯の皆様へ

## 令和6年能登半島地震被災世帯緊急支援給付金

令和6年能登半島地震により所有する住宅が被災するなどし、令和5年度の住民税が非課税となる水準の方を含む世帯に対して給付金を支給します。

### ■対象世帯

令和6年1月1日（発災日）において能登町に住民登録があり、令和6年能登半島地震により被災し、令和5年度分の住民税が全額免除される水準となった方が含まれる世帯

※ただし、令和5年度に実施した①物価高騰対応低所得世帯臨時支援給付金（7万円）の対象となった世帯、

②物価高騰対応重点支援給付金（10万円）の対象となった世帯は対象外。

### ■給付額

1世帯あたり10万円

世帯の中に18歳以下の児童がいる場合、こども加算として児童一人につき5万円を加算

### ■給付方法

対象となる世帯には10月上旬より順次「支給のお知らせ」を送付します。

原則、令和6年能登半島地震の義援金振込口座にプッシュで給付します。

📍給付金に関すること 健康福祉課 ☎62-8515

住民税の減免に関すること 税務課 ☎62-8518

令和6年度新たに住民税所得割非課税世帯となった皆様へ

## 住民税所得割非課税世帯等緊急支援給付金（新たな非課税世帯等への給付）

令和6年6月3日（基準日）において、能登町に住民登録があり、令和6年度新たに住民税非課税または均等割のみ課税となり、以下の「支給対象世帯」に該当される世帯に対し、給付金を支給します。

### ■対象世帯

①令和6年度の住民税が新たに非課税となった世帯

②令和6年度の住民税が新たに均等割のみ課税となった世帯

※令和5年度中に支給対象であった世帯（7万円または10万円の支給世帯）または、令和6年能登半島地震被災世帯緊急支援給付金給付対象世帯は除く。

### ■給付額

1世帯あたり10万円

世帯の中に18歳以下の児童がいる場合、こども加算として児童一人につき5万円を加算

### ■申請方法

対象となる世帯には10月上旬より順次確認書を送付します。必要事項を記入し、本人確認書類や口座のわかる書類等を同封のうえ、返送してください。

### ■申請期限

令和6年11月30日㊤消印有効

📍健康福祉課 ☎62-8515

## 住宅を取得予定の皆さんへ「定住住宅助成金」が申請できます

能登町で住宅を取得した場合、必要経費の一部を助成します。

※着工前に申請が必要です。（すでに着工した方はご相談ください。）

### ■助成対象

・住宅を取得した町民、移住者

### ■助成内容

・新築 最大300万円

・中古 最大100万円（入居に伴う修繕等にも助成があります）

📍ふるさと振興課 ☎62-8526

## 取引・証明に「はかり」を使用する皆さんへ 定期検査を受けてください

「取引や証明に使用するはかり」は、その精度を確認するために、2年ごとに定期検査を受けることが義務付けられています。

### 〈検査場所・日時〉

- 【内浦地区】内浦総合支所 10月 8日(火) 13時～15時
- 【柳田地区】柳田公民館 10月 9日(水) 12時30分～15時
- 【能都地区】能登町役場 10月10日(木) 12時30分～15時



検査場所・日時については事前に通知ハガキでもお知らせします。通知ハガキと検査手数料、使用している「はかり」「おもり」をご持参ください。新たに定期検査を受ける方は、石川県計量検定所又は、ふるさと振興課までお知らせください。

石川県計量検定所 ☎ 076-254-5507  
ふるさと振興課 ☎ 0768-62-8526

## 永年の功績をたたえ 能登町納税貯蓄組合表彰

日頃より町税の納税活動にご尽力頂いておられる納税貯蓄組合長の皆様に対し、「能登町納税貯蓄組合表彰式」において、8名の方が永年の功績をたたえ表彰されました。

受賞された皆さん

- ▽能登町長表彰  
野沢政昭 (柏木納税貯蓄組合)
- ▽輪島地区納税貯蓄組合長表彰  
伊勢晋一 (中組納税貯蓄組合)
- ▽奥能登地方納税貯蓄組合長表彰  
多田宏子 (宮地納税貯蓄組合)
- ▽輪島地区納税貯蓄組合連合会長表彰  
加藤三千雄 (酒垂町納税貯蓄組合)
- ▽能登町納税貯蓄組合連合会長表彰  
秋本正嗣 (百万脇納税貯蓄組合)
- 山森景治 (久田第一納税貯蓄組合)
- 大塚省子 (高瀬第一納税貯蓄組合)

町税務課 ☎ (62) 8519



## 災害ごみ仮置場閉鎖のお知らせ

令和6年2月5日から開設していた藤波運動公園駐車場の災害ごみの仮置場は、令和6年11月4日(月)で閉鎖します。災害ゴミの搬入予定のある方は早めに仮置場に持ち込んでください。受入時間は、9時～15時で、毎週水曜日はお休みになります。仮置場閉鎖後の災害ごみについては、一般収集ごみでの対応となります。ごみ資源カレンダーを確認し、ごみを分別の上、決められた方法でのごみ出しにご協力をお願いします。また、「もやせないごみ」は現在も収集できない状況です。収集可能になりましたらお知らせします。ご迷惑をお掛けしますが、御協力をお願いします。

### 災害ごみ搬入カレンダー【10月1日(火)～11月4日(月)】

持ち込み場所	藤波運動公園		
持ち込めるごみ	①家電リサイクル4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機) ②金属くず(小型家電含む) ③ガラス・陶磁器 ④瓦 ⑤コンクリートがら ⑥可燃性粗大ごみ/もやせるごみ(畳、布団、ソファ、壊れたプラスチック製品など) ⑦壁材⑧木くず(木製家具・角材など) ※数字の順番で降ろしてください		
10	1	火	全地区搬入可能
	2	水	お休み
	3	木	全地区搬入可能
	4	金	
	5	土	
	6	日	
	7	月	
	8	火	お休み
	9	水	
	10	木	
	11	金	全地区搬入可能
	12	土	
	13	日	
	14	月	
	15	火	
	16	水	お休み
	17	木	
	18	金	
	19	土	全地区搬入可能
	20	日	
	21	月	
	22	火	
	23	水	
	24	木	お休み
	25	金	
	26	土	
	27	日	
	28	月	
	29	火	全地区搬入可能
	30	水	
	31	木	
11	1	金	全地区搬入可能
	2	土	
	3	日	
	4	月	

※11月4日(月)が最終日になります！

**ご** 多くの人がござれウィークを満喫  
**ざれ祭り2024**

8月11日、14日、17日の3日間にわたり、能登町の夏の風物詩ござれ祭りが開催されました。

旧盆期間と重なる8月の第3週を、【ござれウィーク】と銘打ち、それぞれ趣向を凝らした催しが行われ町内外から多くの観光客が訪れました。

本祭と位置付ける11日には、やなぎだ植物公園で地元和太鼓グループの演奏や各種コンサート、能登のグルメを堪能できる飲食ブースが多数設置されました。

以前と変わらない賑わいに包まれた会場で、開会の挨拶に登壇したござれ祭り実行委員会の谷坊委員長は、「多くの悩み、苦悩と困難があったが、開催の決断をしてよかった」と言葉を震わせました。

午後9時ごろからは、毎年人気を博している音楽花火も盛大に行われ、流行の曲にあわせて、暮夜に大輪の花火が流れ落ちていました。



開催決断までの苦悩を語る谷坊委員長

▼クライマックスの花火を楽しむ観客



例年のようにキリコの展示はなかったものの、人々は余裕を持って使える芝生にそのまま背を預けたり、チェアや敷物を用意したりして、音と光の芸術を堪能していました。

まちの出来事

第14回能登高祭  
**越一笑～幸せな未来のために～**

8月31日から9月1日にかけて、第14回能登高祭が開催され、生徒が主体となり多くの催しを運営することでかけがえのない高校生活の思い出を心に刻みました。

体育館ステージ上では書道パフォーマンスや模擬店のPR活動、ビンゴやクイズ大会、カラオケなどのプログラムが行われました。

校舎2階模擬店にて

生徒玄関前の敷地や校舎2階の教室では模擬店が営まれ、高校生は調理や売りにわかれそれぞれの役割をこなしていました。

模擬店ではフランクフルトや焼きおにぎり、焼き鳥などの軽食やブドウなどの青果が販売されました。



模擬店で物販に従事する生徒ら

記念撮影に臨む、能登町と小林市の中学生



九州宮崎より友好使節団来町  
**小林市の中学生が能登町を体験**

8月19日から21日にかけて3日間の日程で、能登町と姉妹都市関係にある宮崎県小林市の中学生15人が友好使節団として訪町し、相互の友好を深めました。

19日、能登町役場で小林市と能登町の中学生団員が集まり歓迎式が行われました。挨拶や友情の握手をかわした後、久田和紙の紙漉(かみすき)体験を行いました。

20日には、のと海洋ふれあいセンターで海洋生物や危険生物のレクチャーを受けたあと、スノーケリングを行い、午後からは、前日に自ら漉いた和紙を使って、うちわ作りにも挑戦し、風情ある能登町の文化を体験しつくしました。

**固定資産税の納税通知書納期及び発送時期の変更について**

7月に各家庭に配布した「令和6年度町税納期一覧」について、固定資産(都市計画)税の納期を変更するとともに、納税通知書の発送時期も10月中旬から12月中旬へと変更いたしますのでご理解をお願いいたします。

◇固定資産(都市計画)税 納期 (変更前)	(変更後)
第1期 10月31日(※)	→ 12月25日(※)
第2期 12月25日(※)	→ 1月31日(金)
第3期 2月28日(金)	変更なし
第4期 3月31日(金)	変更なし

◇能登半島地震により被害を受けた土地に関する申告について  
震災による流失・地盤沈下・擁壁の損壊等の使用不能となった宅地については、現地を調査のうえ、評価額の減価を行う場合がありますので、個別に税務課あてに申告をお願いします。  
※家屋については、罹災証明書の被害程度により評価算定が行われます。

**町税の減免について**

令和6年能登半島地震により住家等に被害を受けた方について、罹災証明書の判定により、下記のとおり職権で町県民税、固定資産税を減免します。減免する時期については現在調整中で、町県民税については減免額が決定次第、更正通知書をお送りします。

固定資産(都市計画)税については、評価額の補正を予定しておりますが、補正とは別に減免の制度がございます。減免については、12月中旬の納税通知書によりお知らせする予定ですが、後日更正通知書を送付する場合がございますので、ご了承ください。

◎減免する町税：令和6年1月1日以後に納期の到来する下記のもの

- ・令和5年度町県民税、固定資産(都市計画)税 第4期
- ・令和6年度町県民税全期分、令和6年度固定資産(都市計画)税全期分

◎減免対象 町県民税 住家が中規模半壊以上(所得に応じて減免割合が異なります。)  
固定資産税 半壊以上の家屋

◎軽自動車税については、震災により使用不能となった場合で、まだ廃車申告がお済みでない場合は、税務課までご相談ください。

**輪島税務署 雑損控除申告相談会**

**輪島税務署からのお知らせ**

住宅や家財などに被害を受けられた方は、所得税が軽減される雑損控除等が受けられる場合があります。能登半島地震により被害を受けられた方を対象として、雑損控除相談会を開催します。

- ・相談場所 能登町役場 2階 201会議室
- ・相談日 10月9日(※)、10月23日(※)、11月6日(※)、11月20日(※)、12月4日(※)
- ・相談時間 10:00～12:00 13:00～15:00 (受付は14:30まで)
- ※ 混雑状況により早めに受付を終了する場合があります。

雑損控除とは 災害等により資産に損害を受けたとき、その損失額に基づいて計算した金額を所得金額から差し引くことができる所得控除のひとつです。

対象となる資産とは 納税者本人又はその人と生計を一にする配偶者その他の親族(その年分の総所得金額等の合計額が48万円以下である人に限ります。)の有する生活に通常必要な資産(住宅、家財、自動車等)

**町からの各種給付金等の振込先通帳摘要欄印字文言の変更について**

令和6年10月より、町からの各種給付金等の振込時に、振込先通帳内の摘要欄に印字される文言が、下記のとおり変更になります。

変更前(令和6年9月まで)
1 ノトチヨウキユウフ
2 ギ`エンキンサンジ
3 マチキ`エン3オウエン3
4 コクホコウガ`クイリヨウヒ
5 カイゴ`ホケン ショウカン
6 カイゴ`ホケン コウガク
7 ノトチヨウシヨウガ`イイリヨウ
8 コト`モイリヨウヒ
9 ヒトリオヤイリヨウヒ
10 ジト`ウテアテ



変更後(令和6年10月から)
ノトチヨウヤクバ

町からの振込は、全て「ノトチヨウヤクバ」で通帳摘要欄に印字されます。振込内容にご不明点がありましたら、会計課または各担当課までお問い合わせください。

会計課 ☎ 62-8511

【町内の放課後児童クラブ】

名称	利用定員	住所	電話番号	小学校区
ノーム児童クラブ	40名	宇出津46-1 (こどもみらいセンター内)	0768-62-1503	宇出津小学校
くめぎ児童クラブ	15名	鶴川25-28 (鶴川小学校内)	0768-62-1503 080-5335-0976	鶴川小学校
ささゆり児童クラブ	30名	柳田礼2-1 (柳田小学校内)	0768-76-0088 社会福祉協議会 柳田支所	柳田小学校
松波こども園 つくし組	25名	松波8-2-1 (松波こども園内)	0768-72-1157	松波小学校
小木こども園 すみれ組	25名	小木4-59 (小木こども園内)	0768-74-1107	小木小学校

まちづくり活動を応援します (能登町エンデバーファンド 21)

能登町では、住民主体のまちづくりの取り組み活動を支援するため、平成8年度より公益信託能登町エンデバーファンド21を発足し、ソフト事業の助成を行っています。まちづくりの取り組み活動に支援を希望する団体はご応募ください。

○助成対象先

能登町でまちづくり活動に取り組む団体に対し、企画内容に応じて助成します。助成先の選定や助成金額の決定は、学識経験者等で構成される運営委員会の審議・助言を受けて行われます。

○助成の事業内容

まちづくり活動の調査研究や環境保全、地域振興・観光振興のための整備等

○助成金額

申請内容に応じ、個別に審査され決定されます。なお、ハード事業への助成については、令和6年度をもって終了となりました。

○申請方法

「助成事業申請書(第一次審査用)」に必要事項を記入され、受託者代理店の興能信用金庫能登復興支援部に提出ください。

○提出期限 12月6日(金)

令和5年度「公益信託能登町エンデバーファンド21」の助成支援は下記のとおりです。  
(令和6年度に助成支援を決定した新規の団体はありませんでした。)

団体名	テーマ	助成額
能登木こりプロジェクト 実行委員会	里山里海を守り育てる、プロデュース& Jr. 木こり育成	250.0万円
能登柿生産組合	国営の新開発農地にて農産物作り。	150.0万円
ワインエー株式会社	能登町に於ける新規産業としてのワイナリー立ち上げ	182.0万円
計 3団体		582.0万円

興能信用金庫 能登復興支援部 ☎ 62-8201 企画財政課 ☎ 62-8535

令和7年度 認定こども園の入所受付は10月1日~15日まで

令和7年4月からの認定こども園の入所(新規・継続)受付を次のとおり行います。  
(現在入所している方は現況届となります)



受付期間 10月1日(火)~15日(火)

受付場所 町内の認定こども園

申込方法 入所を希望される町内の認定こども園で用意してあります「入所申込書」等必要書類を提出して下さい。

※ 年度途中に入所を希望する場合や出生前で入所希望する場合も上記の受付期間中に必ずお申し込み下さい。  
受付期間終了後は、空きがあれば入所可能ですのでご相談下さい。

【町内の認定こども園】

名称	住所	電話番号	開所時間(保育時間 保育機能)			
			月曜日~金曜日		土曜日	
			保育標準時間	保育短時間		
公立	うしつ保育所	崎山1-73	62-1502	7:30~18:30	8:30~16:30 パートタイム就労 などを想定	7:30~18:00
	柳田保育所	柳田口245-1	76-0154			
	鶴川保育所	鶴川20-24	67-1623	7:30~18:00		7:30~13:00
私立	松波こども園	松波8-2-1	72-1157	7:00~18:30	7:00~17:15	
	小木こども園	小木4-59	74-1107	7:15~18:15		7:15~17:15

保育を必要とする事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労(フルタイムのほか、パートタイム、自営業など)</li> <li>親族の介護、看護</li> <li>育児休業取得中に、既に保育を利用している子の継続利用</li> <li>その他、上記に類する状態として町が認める場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠、出産</li> <li>災害復旧</li> <li>求職活動</li> <li>就学(職業訓練校等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>疾病、障害</li> </ul>
------------	---	---	---

※幼稚園機能については月曜日~金曜日の8:30~13:00までが利用可能時間です。

認定こども園は保育機能と幼稚園機能をあわせ持つ施設です。

保育機能施設は「保育を必要とする事由」で利用可能(0歳児~5歳児)

幼稚園機能施設は「保育を必要とする事由」に該当しなくても利用可能(3歳児~5歳児)

令和7年度 放課後児童クラブ入会受付

一働き保護者をサポートします



令和7年4月からの放課後児童クラブの入会受付を次のとおり行います。令和6年度にクラブをご利用の方、又は過去に利用したことがある方も、改めて申請が必要です。

受付場所 町内の各放課後児童クラブ

申込方法 入会を希望する放課後児童クラブに「入会申請書」「就労証明書」など必要書類を提出してください。

※ 年度途中に入会を希望する場合は、利用定員に空きがあれば入会可能ですのでご相談ください。

対象児童 放課後児童クラブは、町内に居住し、または町内の小学校に就学している児童で、その保護者が就労等により放課後家庭にいないことが常態である児童を預かり、健全育成、安全確保を行うものです。

○保護者がお勤めその他の事情により、日中不在となり、他に保護者に代わる者のいない児童

○保護者又は家族が疾病又は看護のため、家族の適切な監護を受けられない児童

○保護者が自営労働等により、適切な監護を受けられない児童

受付期間 10月1日(火)から10月15日(火)まで

## 能登町総合防災訓練の中止について

例年10月第1日曜日に開催していた、町が主催する「能登町総合防災訓練」は、能登半島地震の影響等を鑑み、令和6年度の訓練を中止とさせていただきます。

この度の震災における初動体制や、避難所開設・運営等の内容を検証し、今後の訓練の内容を再検討していく予定としています。

なお、自主防災組織で訓練を実施する場合は、今年度も通常どおり「町自主防災組織育成事業補助金」にて経費等の補助を行いますので、ご利用ください。

☎総務課危機管理室 ☎62-8533

災害に強いまちを目指そう！

## 能登町防災士会 「命を守る」

### 震災の記憶と記録④

#### 「目も開けられない状況」

1月1日の能登半島地震発生時は、年賀状配達も無事終了し、業務が完了できたことを社員全員と喜んでいたら地震が発生しました。1回目の地震が発生し、社員の無事を確認した後、2回目の地震が発生しました。揺れはとても長く、天井や蛍光灯、エアコン等が次々と落下し、窓口事務室・集配事務室共に粉塵が舞い上がり、目も開けられない状況でした。粉塵で真っ白になっている中、割れたガラスを避けながら、社員全員で屋外へ出たところ、局舎横の崖が崩れていました。



尾形 優  
(能都郵便局長、宇出津)



#### 「社員の避難」

このまま郵便局にいることは危険と判断し、社員全員に避難するよう伝えました。帰宅を試みた社員もいましたが、社員駐車場に津波が押し寄せ、帰宅できなくなりました。大津波警報が解除されたタイミングを見計らい、帰宅できる社員は帰宅し、帰宅できない社員は避難所に避難させました。地震の発生した日が祝日であったため、窓口にお客さまがいなかった事が不幸中の幸いでした。

#### 「防災士として町内会の見回り」

私は安否確認等で局舎に残っていたため、父母の避難は帰省していた息子に任せました。局舎から戻った後、防災士として町内会を見回りました。私の住む町内会は比較的被害も少なかったため、最寄りの避難所へ行き、同じ町内会の皆さんの避難状況を確認し、再度職場へ向かいました。

#### 「業務再開に向けて」

局舎の状況について、部内の施設センター長と連絡を取り合い、業務の再開に向け取り組みましたが、能都郵便局は崖崩れのため閉鎖となり、業務再開の見通しが立たなくなりました。町民の皆様にはご不便・ご迷惑をおかけし、大変申し訳ございませんでした。

その後、日本郵便(株)本社・北陸支社と協議を重ね、町から提案もいただき、1月24日より移動郵便車をいやさか広場に配置し、郵便物の仕分け作業を旧消防署で行う事で業務の再開ができるようになりました。能都郵便局の業務再開に向けご尽力賜りました、町関係の皆様、また、復旧に携わっていただいた業者の皆様、そして、地元の皆様のご協力があったからこそ現在業務ができています。誠にありがとうございました。

#### 「自助・共助の大切さを再認識」

防災は自助・共助・公助が大切と言われますが、能登半島地震を経験し、公助については今回の地震のように道路網が寸断され、自治体職員も被災している中ではとても厳しいものになります。そのため、自らが日頃から災害に備える自助、町内の中で助け合う共助が大切だと再認識いたしました。今回の経験を活かし、防災士として復旧・復興に向けて、尽力してまいりたいと思います。



☎町防災士会事務局 (総務課危機管理室内) ☎62-8533

あなたの町を、あなたの手で

## 消防団員を募集しています

令和6年能登半島地震は、私たちに改めて地域防災の重要性を突きつけました。能登町消防団は、日頃からの訓練、連携体制により、災害時に迅速かつ的確な活動を行い、多くの命、財産を守ってきました。

今、能登町の未来のために、私たちと一緒に活動しませんか？

【入団資格】 能登町内に居住、又は勤務する者  
年齢18歳以上の者  
志操堅固で身体強健な者  
(男性団員だけでなく、女性団員も募集しています。)

【主な活動内容】 火災現場での消火活動をはじめ、災害現場での救出、救助活動、住民の安否確認、避難誘導など様々な場面で活躍します。

(平常時) 各種災害に備え、様々な訓練を実施し、日頃からポンプ車や資機材の点検をしています。また、火災予防啓発に係る広報活動なども行っています。

【消防団員の身分】 消防団員は、非常勤の特別地方公務員です。

【消防団員の処遇】 年報酬・・・年に1度報酬が支払われます。36,500円/年(階級：団員)  
出場手当・・・災害時の出動4,000～8,000円/回のほか、訓練や巡回などの種別により1,500円～2,500円/回の手当てが支払われます。  
※年報酬、出場手当は条例で定められています。

公務災害補償・・・活動中に負傷した場合の補償制度があります。

被服の貸与・・・制服、活動服、長靴などが支給、貸与されます。

退職報償金・・・5年以上活動すると、退団時には退職金が支給されます。

表彰制度・・・功勞、功績があった場合は表彰されます。

免許取得助成・・・ポンプ車を運転するために、A T限定解除、準中型限定解除や中型免許の取得の助成。  
(免許取得後、5年以上の活動が条件)

消防団応援の店・・・能登町をはじめ全国の消防団応援の店で様々なサービスが受けられます。

【入団方法】 まずは、能登消防署消防団事務局までお気軽にお問い合わせください。  
能登消防署消防団事務局 ☎0768-76-0085

一緒に、より安心安全な能登町を作りましょう！

## 能登消防署 新規採用職員の紹介

消防士としての必要な知識及び技術を習得するため、石川県消防学校での半年間の初任教育課程を修了し、10月から能登消防署に新たな仲間が加わりました！

### 新規採用職員からの抱負

#### 吉田晴哉

消防学校では、知識、技能の習得に励んできました。消防士としての自覚をしっかりと持って、半年間で学んだことを生かし、1日でも早く町民の皆様にご貢献できるよう頑張りたいと思います。

#### 森口陽生

消防学校では体力だけでなく、消防に関する知識や技術も身につけることができました。学んだことを活かして先輩方の指導のもと、町民の皆様のお役に立てるよう一生懸命頑張ります。



10月から配属される吉田晴哉 消防士(左)と森口陽生 消防士(右)

能登消防署では、地域の安心安全を守るため日々活動しています。新しい職員の加入により、一層充実した消防サービスを提供できるよう、職員一同努めてまいります。